

平成29年3月 川棚町議会定例会会議録

(第5日目)

平成29年3月23日 木曜日 (午後1時開会)

出席議員 (14人)

1番	山口	隆
2番	田口	一信
3番	三岳	昇
4番	久保田	和惠
5番	毛利	喜信
6番	堀田	一徳
7番	堀池	浩
8番	波戸	勇則
9番	小谷	龍一郎
10番	高以良	壽人
11番	小田	成実
12番	福田	徹
13番	村井	達己
14番	初手	安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	三 岳	昭
書 記	小 林 修	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文 夫
副 町 長	山 口 誠 実
教 育 長	竹 下 修 治
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	住 吉 克 己
企 画 財 政 課 長	大 川 豊 文
地 域 政 策 課 長	野 上 英 了
税 務 課 長	川 内 和 哉
健 康 推 進 課 長	成 富 浩 樹
会 計 課 長	山 中 美 由 紀
住 民 福 祉 課 長	荒 木 俊 行
農 林 水 産 課 長 兼農業委員会事務局長	照 本 茂 法
建 設 課 長	廣 田 洋 一
ダ ム 対 策 室 長	福 田 多 肥
水 道 課 長	太 田 啓 寛
教 育 次 長	吉 永 文 典
行 政 係 長	中 原 敬 介

議事日程

第1	発委第1号	町長の専決処分の指定に関する条例の一部を改正する条例	議会運営委員会 委員長
第2	議案第11号	平成29年度川棚町一般会計予算	予算審査特別委 員会委員長報告
第3	議案第12号	平成29年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算	〃
第4	議案第13号	平成29年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算	〃
第5	議案第14号	平成29年度川棚町介護保険事業特別会計予算	〃
第6	議案第15号	平成29年度川棚町観光施設事業特別会計予算	〃
第7	議案第16号	平成29年度川棚町公共下水道事業特別会計予算	〃
第8	議案第17号	平成29年度川棚町水道事業会計予算	〃
第9	議会運営委員会視察調査報告		議会運営委員会 委員長

(1 3 : 0 0)

議 長 ご起立願います。こんにちは。よろしく願います。ご着席ください。

ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

議 長 日程第1、発委第1号「町長の専決処分の指定に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。議会運営委員長。

議会運営委員長 発委第1号、「町長の専決処分の指定に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由を説明いたします。この条例は平成13年3月議会において議員発議として提案、可決され、同年4月1日から施行されております。その後市町村合併により、第2条第1項第5号関係で構成団体に関する事項の一部を改正を行っております。今回提案するのは、地方自治法第96条に議決事件として列挙されております。その中の第12号に和解に関することが規定されております。県内の市町においてもこの和解が条例で規定されております。通常、交通事故等で当事者が示談、和解を結ぶ場合は損害賠償額を含めて示談書が交わされるものです。したがって和解と損害賠償額の決定は同時に結ばれることとなります。3枚目の新旧対照表をお開き下さい。第2条中の条文に和解に関することを加えるものです。

なお、附則でこの条例は公布の日から施行するとしております。以上提案理由の説明を終わります。ご審議の上、ご決定をいただきますよう、よろしく願います。

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対し反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発委第1号「町長の専決処分の指定に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって発委第1号「町長の専決処分の指定に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(13:03)

議 長 次に日程第2、議案第11号「平成29年度川棚町一般会計予算」から、日程第8、議案第17号「平成29年度川棚町水道事業会計予算」までを、川棚町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

本件について、委員長報告を求めます。予算審査特別委員長。

予算審査特別委員長 皆様こんにちは。ただいま一括議題となりました議案7件につきましては、予算審査特別委員会に3月10日に付託されたものであります。この審査につきましては、分科会方式を採用し、審査を終了しております。その結果につきましては、川棚町議会会議規則第77条の規定により、すでに文書により議長宛報告書を提出しており、お手元に配布されているものであります。この場での報告につきましては、報告書を読み上げ、報告といたします。

平成29年3月23日。川棚町議会議長初手安幸様。予算審査特別委員会委員長村井達己。予算審査特別委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、川棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。記。事件の番号、件名、審査の結果。

議案第 1 1 号、平成 2 9 年度川棚町一般会計予算、原案可決すべきものと決定。

議案第 1 2 号、平成 2 9 年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算、原案可決すべきものと決定。

議案第 1 3 号、平成 2 9 年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決すべきものと決定。

議案第 1 4 号、平成 2 9 年度川棚町介護保険事業特別会計予算、原案可決すべきものと決定。

議案第 1 5 号、平成 2 9 年度川棚町観光施設事業特別会計予算、原案可決すべきものと決定。

議案第 1 6 号、平成 2 9 年度川棚町公共下水道事業特別会計予算、原案可決すべきものと決定。

議案第 1 7 号、平成 2 9 年度川棚町水道事業会計予算、原案可決すべきものと決定。

予算審査特別委員会審査報告。議案第 1 1 号「平成 2 9 年度川棚町一般会計予算」、議案第 1 2 号「平成 2 9 年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」、議案第 1 3 号「平成 2 9 年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」、議案第 1 4 号「平成 2 9 年度川棚町介護保険事業特別会計予算」、議案第 1 5 号「平成 2 9 年度川棚町観光施設事業特別会計予算」、議案第 1 6 号「平成 2 9 年度川棚町公共下水道事業特別会計予算」及び議案第 1 7 号「平成 2 9 年度川棚町水道事業会計予算」について、予算審査特別委員会における審査の経過と結果を報告します。

1. 審査の経過。

(1) 審査の方法。2 分科会方式で審査を行い、予算審査特別委員会に各分科会から審査内容等の報告、説明を求め、各分科会間で質疑、総体的な審査を実施した。

(2) 審査期日。(分科会)平成 2 9 年 3 月 1 3 日、1 4 日、1 5 日、1 6 日、1 7 日。(特別委員会)平成 2 9 年 3 月 2 1 日、2 3 日。

(3) 審査場所。第 1 ・ 2 委員会室及び現地。

(4) 出席者。委員全員、議長、事務局長、事務局書記、副町長、教育長、各担当課長、次長、室長、会計管理者、各担当係長。

2. 審査内容。（主要事項についての質疑と答弁）。

(1) 各分科会における質疑と答弁については、別添資料とし省略する。

(2) 予算審査特別委員会での主な質疑。

質疑、新庁舎建設費の総額や起債の額は。答弁、現時点では未定であり、今後「新庁舎建設検討委員会（仮称）」で協議・検討される。

質疑、3学童クラブの定員数は全体で160名とあるが、待機児童はいないのか。答弁、現在140名程度で20名程度の余裕があり、待機児童はいない。

質疑、国保事業の広域化で、保険税の収納率が100%に達しない場合はどうなるのか。答弁、不足分については当面の間、県の基金で対応することである。（以上質疑は第2分科会委員答弁は第1分科会主査）。

質疑、長崎県産業振興財団に職員を派遣するとあるが、積極的に企業誘致に取り組むということか。答弁、まずは企業誘致のノウハウを取得するために派遣するということである。

質疑、地区からの環境整備の要望に対して予算計上が少ないが。答弁、財源が厳しく、前年度の積み残しもある。安全・安心を優先して対応している。

質疑、公共下水道事業における経営戦略はできているのか。答弁、平成30年度からの企業会計移行に向け準備を進めており、平成29年度に策定する。（以上質疑は第1分科会委員答弁は第2分科会主査）。

以上で質疑を終了し、議案ごと、討論、採決を行った。

3. 審査の結果。

(1) 議案第11号「平成29年度川棚町一般会計予算」の討論、採決。反対討論（要旨）。石木ダムは治水、利水でもその根拠は崩れており、地権者の納得が得られない事業は進めるべきではなく、反対する。賛成討論（要旨）。本町の将来を見据え、少子化や人口減少対策に取り組んだバランスの取れた予算であり、賛成する。同じく賛成討論、厳しい財政状況の中でも「快適で安全な暮らしを支える町づくり」を進めるために必要な予算計上がされており、賛成する。以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で原案可決すべきものと決定した。

(2) 議案第12号「平成29年度川棚町国民健康保険事業特別会計予

算」の討論、採決。反対討論（要旨）。多くの人が保険税の支払い困難に直面している実態があり、払える保険税にすべきとして、反対する。賛成討論（要旨）お互い助け合うための保険制度である。健康寿命の延伸や医療費等の適正化を図り、安定的な運営に努め、平成30年度からの広域化に向けてスムーズに移行が図れることを期待し、賛成する。以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で原案可決すべきものと決定した。

（3）議案第13号「平成29年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」の討論、採決。反対討論（要旨）。後期高齢者の保険料軽減の特例の見直しは、低年金の高齢者に負担増となることから、反対する。賛成討論（要旨）高齢者が安心して医療を受けるための制度で、現状を的確に捉えた予算措置であることから、賛成する。以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で原案可決すべきものと決定した。

（4）議案第14号「平成29年度川棚町介護保険事業特別会計予算」の討論、採決。反対討論（要旨）。地域支援事業に移行すれば、給付が十分ではなくなる。専門的な支援を受けるべきとして、反対する。賛成討論（要旨）介護が必要となった場合、社会全体で支える必要な制度である。介護予防事業にも取り組まれていることから、賛成する。以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で原案可決すべきものと決定した。

（5）議案第15号「平成29年度川棚町観光施設事業特別会計予算」は討論はなく、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

（6）議案第16号「平成29年度川棚町公共下水道事業特別会計予算」は討論はなく、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

（7）議案第17号「平成29年度川棚町水道事業会計予算」は討論はなく、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

4、委員会としての意見。

①新庁舎建設のための「新庁舎建設検討委員会（仮称）」の構成をはじめ、防災機能・住民サービスの充実向上につながる庁舎建設に向けて調査・研究を進められたい。

②ふるさと応援寄附金については、納付された寄附金の額や寄附金控除の相対関係を各関係課で連携・把握し、魅力ある商品開発に取り組まれたい。

③新農業委員会制度については、スムーズに移行できるよう取り組まれた

い。

④全国和牛能力共進会では、優秀な成績を挙げる事ができるように手厚い支援に取り組みたい。

⑤地区要望の環境整備については、積極的に対応されたい。

⑥基幹農道川棚西部地区や社会資本整備総合交付金事業に係る町道の歩道設置工事は当初の完成予定から工事が遅れている。町民も完成を待ち望んでおり、早期完成を目指し、今以上の取り組みに努められたい。

⑦川棚港埋立地の緑化工事については、町民が利用しやすく、交流人口の拡大にも繋がるような整備を県に要望されたい。

⑧普通教室への扇風機の設置等、教育環境整備については児童生徒が学校に行きたい、学びたいと思うような整備に努められたい。

⑨イングリッシュキャンプについては、事前学習等十分な準備を行い所期の目的が達成されるよう努められたい。

⑩平成30年度に県との広域化が決定している国民健康保険事業においては、県と十分に協議調整をおこない、円滑に移行できるよう取り組まれたい。

⑪水道事業会計については、企業努力により早期の赤字解消に努められたい。以上であります。

議 長 これから委員長の報告に対する質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、委員長報告に対する質疑を終わります。

議 長 委員長。

予算審査特別委員長 1箇所ですね、この報告書の訂正をお願いします。1ページ、2番、審査内容の(2)、予算審査特別委員会の主な質疑と書いておりますけど、質疑、答弁と、答弁を入れて下さい。質疑と答弁。

議 長 以上訂正を願います。

これから、一件ごとに討論、採決を行います。

最初に、議案第11号「平成29年度川棚町一般会計予算」の討論を行います。

委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。久保田議員。

4 番 久 保 田 議案第 1 1 号「平成 2 9 年度川棚町一般会計予算」に対する反対討論を行います。

戦後の日本で人が住む家屋を強制収用して造られたダムは一つもありません。地権者の納得が得られない事業は進めてはなりません。しかも石木ダムは治水でも利水でもその根拠は完璧に崩れています。

第 1 に半世紀もダムなしでやってきたことが、その不必要さを明確に証明しています。豊かな自然を守りながら、自分のふるさとに住み続けたいという川原の 1 3 世帯約 6 0 人の方々も川棚町民です。町は起業者ではないからと言って、この方たちの人家や田んぼをブルドーザーで壊してしまう県の蛮行を見過ごしてはいけません。たしかに平成 2 9 年度予算は東臨港線整備事業、町道上組西部線整備事業、町道中倉線整備事業、三越漁港整備事業や子どもたちの教育に関する事業など、町民の暮らしに必要な予算が計上されています。しかし一方で 1 番大事な憲法で保障された生存権や財産権を脅かされている町民がいらっしゃいます。まちづくりの将来像である自然を愛し、暮らし輝く町の実現を目指すことを掲げているのであれば、川原に住んでおられる皆さんの人権を守るべきです。

以上の理由によりたった一つの目であれ賛成することはできません。よって議案第 1 1 号、平成 2 9 年度川棚町一般会計予算に反対します。

議 長 次に、賛成者の発言を許します。山口議員。

1 番 山 口 議席番号 1 番山口でございます。「平成 2 9 年度川棚町一般会計予算」に賛成の立場から討論を行います。

普通交付税の減少が見込まれるなど、財政状況が厳しい中、少子化対策、人口減少対策等を始め、本町の将来を見据えた各種政策の予算が総合的にかつバランスよく編成されていると判断いたしまして、平成 2 9 年度川棚町一般会計予算に賛成をいたします。

議 長 次に、反対者の発言はありますか。

(発言なし)

議 長 賛成者の発言はありませんか。高以良議員。

10番高以良 平成29年度川棚町一般会計予算についての委員長報告に賛成の立場で討論を行います。平成29年度予算については歳入面で地方交付税の減額見込みなどによる財源不足を補うため、2億6600万円の基金繰入金を予定するなど厳しい状況ではありますが、歳出面では本町の最大の課題とも言える人口減少問題に対応し、働く場を確保するため長崎県産業振興財団への職員の派遣など、企業誘致に新たに取り組むこととされているほか、子育て支援の充実などの少子化対策についても諸々の事業を継続して実施することとされており。また、東臨港線、上組西部線、中倉線の町道歩道設置工事など幹線道路や生活道路の整備についても継続して実施し、快適で安全な暮らしを進めるために必要な予算が計上されているなど、厳しい財政状況の中でも第5次川棚町総合計画後期基本計画に沿った町作りを進めるための予算編成になっていると判断しますので、委員長の報告に賛成します。

議 長 他に討論はありませんか。よろしいですね。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第11号「平成29年度川棚町一般会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 起立多数です。したがって、議案第11号「平成29年度川棚町一般会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(13:24)

議 長 次に、議案第12号「平成29年度川棚町国民健康保険事業

特別会計予算」の討論を行います。

本案に対し、委員長の報告は原案可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。久保田議員。

4 番 久 保 田 久保田です。議案第12号「平成29年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」に対する反対討論を行います。

国民健康保険法はその1条でこの法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とすると定めています。各地で高すぎる保険料、保険税を引き下げる運動が広がっています。国保税が高すぎるという国民の批判に政府も応えざるをえなくなったものです。政府は保険者支援制度の拡充による一定の低所得者対策も講じながら2018年度から国保の運営主体は市町村から都道府県が中心主体となります。市町村が共同して運営し、保険税の賦課徴収は今まで通り市町村が行います。変わるのは都道府県が強力な権限を持つということです。市町村は納付金として、都道府県に100%納付が義務づけられます。これにより保険料が更に高騰する可能性があります。本町の29年度収納率は昨年度より1%増えて93%で、7%足りません。100%納入するためには一般会計法定外繰入で埋めるか、都道府県財政安定化基金から借りるか、借りれば当然返済しなければならず、次年度保険料値上げの要因になります。納付金よりかなり割り増しの賦課総額にして保険税を計算し、9割の収納率でも納付金100%になるようにする。当然保険税は今より高くなります。本町のモデル世帯で52万4千、さらに国民年金が年間37万円、賃貸のアパート代を払っていけば手元に残る僅かなお金で育ち盛りの子どもを育て生活しなくてはなりません。高すぎる保険料を払うのは不可能です。ない袖は振れません。だから滞納がおこります。個人の支払能力を超えた高すぎる保険税が無保険の人を生み出しています。払える保険税にすべきとして反対します。

議 長 次に、賛成者の発言を許します。堀田議員。

6 番 堀 田 6番堀田です。議案第12号、川棚町国民健康保険事業特別会計予算の賛成討論を行います。国民健康保険は高齢化で今後更なる医療費の増加が見込まれます。お互い助け合うための保険制度であり、健康寿命の延伸や医療費等の適正化を図り、安定的な運営に努めながら、平成30年度

から国民健康保険事業の広域化に向けてスムーズに移行が図られることを期待し、委員長報告に賛成をいたします。

議 **長** 次に、反対者の発言はありますか。

(発言なし)

議 **長** 賛成者の発言はありますか。よろしいですね。

(発言なし)

議 **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第12号「平成29年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 **長** 起立多数です。したがって、議案第12号「平成29年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(13 : 29)

議 **長** 次に、議案第13号「平成29年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」の討論を行います。

本案に対し委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。

委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。久保田議員。

4番久保田 久保田です。議案第13号、「平成29年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」に対する反対討論を行います。平成29年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算について、予算は後期高齢者広域連合納付金1億6025万6千円が計上されています。この特別会計は平成20年4月1日

に発足し、後期高齢者医療制度に伴ってできた特別会計です。75歳以上の全ての人はそれまで加入していた国保や健保を脱退させられ、後期高齢者だけの独立保険に入れられました。75歳以上の人は家族構成、就労状況、年収などに関わりなく74歳以下の人とは別の保険に強制的に囲み込まれたのです。川棚町の2月末の加入者は2231人です。これまで負担のなかった扶養家族を含め、一人一人から保険料を取り立てる、元被扶養者は9割軽減は7割軽減になり、月額保険料は3倍に380円が1130円に、30年度は5割軽減になり、保険料は5倍の1890円、平成31年度以降は軽減特例が廃止され、10倍の保険料になります。低所得者の軽減特例も1.5倍から3倍になります。本町の特例軽減対象者は531人、24%の人が影響を受けます。後期高齢者の年金収入の状況は平均127万円で基礎年金満額80万円以下が4割を占めています。さらにその半数は50万円以下、月々5万円に満たない年金で暮らしています。しかも4月から公的年金は0.1%削減されます。保険料は高齢者人口比率が増えるのに応じて自動的に引き上がる仕組みです。高い保険料や差別医療を押しつけるこの制度は廃止しかありません。よって議案第13号に反対します。

議 **長** 次に、賛成者の発言を許します。田口議員。

2 番 田 口 2番田口です。この後期高齢者医療の制度については高齢者の医療の状況をきっちり明確にしながら、負担もまた明確にして高齢者が安心して医療を受けるための制度であろうと思いますので、必要な制度であろうと思っております。今回のこの特別会計の予算につきましては保険料を収入し、広域連合の方に給付に応じた納付金を納めるということでありまして、特段政策的な予算ということではなく、いわば事務的な計算によって適正に編成されていると思いますので賛成いたします。

議 **長** 次に、反対者の発言はありますか。

(発言なし)

議 **長** 賛成者の発言はありますか。よろしいですね。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第13号「平成29年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 起立多数です。したがって、議案第13号「平成29年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(13 : 33)

議 長 次に、議案第14号「平成29年度川棚町介護保険事業特別会計予算」の討論を行います。

本案に対し委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。

委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。久保田議員。

4番久保田 議案第14号、川棚町介護保険事業特別会計予算に対する反対討論を行います。

介護保険制度は1997年に介護保険法が成立し、2000年4月から施行されました。国は当初家族介護を解決し、社会全体で介護を支える保険制度を導入しました。これは現在の高齢者だけの問題ではありません。家族介護のために仕事を辞める、転職せざるをえない介護離職者は年間10万人を越えました。安倍政権は1億総活躍社会の目玉として、新3本の矢の内の第3の矢に介護離職0を掲げました。この柱は必要な介護サービスの確保と働く環境改善、家族支援ですが、本当に離職を0にできたのでしょうか。サービスの削減、負担増の一辺倒の見直しでは高齢者の生活を守り支えることはできません。これから高齢化が一層進展していく中、お金の心配をすることなく行き届いた介護が保障される制度への転換は全ての高齢者、国民の願いです。そして介護を担う職員が自らの専門性を発揮し、誇りを持って働き続

けられる条件整備も一刻も早く実現させなければなりません。介護保険料は年金が年額18万円以上の人から差し引かれ、残ったお金で生活されています。要介護認定を受けたにもかかわらず必要なサービスが利用できないあるご高齢の方々が役場に来て、介護保険を使わないから解約したいとおっしゃったそうです。それだけ高齢者の生活を圧迫していると言えます。まさに保険あって介護なしの状態を根本的に変えて、国民誰もが使いやすい制度にすることは切実な要求です。川棚町の高齢化率は増加傾向です。高齢者が元気で利用が少ないことはよいことです。しかし、必要な介護まで受けられないようになっては利用者も家族も大変な負担となります。払える保険料と利用しやすい利用料を求め住民の尊厳を守る社会保障としての介護制度を求めて反対討論とします。

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

1 1 番 小 田 1 1 番小田です。議案第14号「平成29年度川棚町介護保険事業特別会計予算」に対する賛成討論を行います。

高齢者が増える社会の中で安心して介護を受けるために必要な制度であります。介護度が上がらないように地域支援事業として、介護予防に関わる各種の事業にも積極的な取り組みを行う予算編成となっているので、委員長の報告に賛成します。

議 _____ **長** 次に、反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言はありませんか。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第14号「平成29年度川棚町介護保険事業特別会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** 起立多数です。したがって、議案第14号「平成29年度川棚町介護保険事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(13 : 38)

議 _____ **長** 次に、議案第15号「平成29年度川棚町観光施設事業特別会計予算」の討論を行います。

本案に対し委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。

委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第15号「平成29年度川棚町観光施設事業特別会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** 全員起立です。したがって、議案第15号「平成29年度川棚町観光施設事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(1 3 : 3 9)

議 長 次に、議案第 1 6 号「平成 2 9 年度川棚町公共下水道事業特別会計予算」の討論を行います。

本案に対し委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。

委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案 1 6 号「平成 2 9 年度川棚町公共下水道事業特別会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 全員起立です。したがって、議案第 1 6 号「平成 2 9 年度川棚町公共下水道事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(1 3 : 4 1)

議 長 次に、議案第 1 7 号「平成 2 9 年度川棚町水道事業会計予算」の討論を行います。

本案に対し委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。

委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第17号「平成29年度川棚町水道事業会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 全員起立です。したがって、議案第17号「平成29年度川棚町水道事業会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(13:42)

議 長 次に、日程第9、「議会運営委員会調査報告」を議題といたします。本件について、委員長の報告を求めます。議会運営委員会委員長。

議会運営委員長 議会運営委員会におきまして視察調査を行いましたので、報告書により報告といたします。

平成29年3月23日。川棚町議会議長初手安幸様。議会運営委員会委員長三岳昇。委員会視察調査報告書。本委員会は、所管事務のうち次の事件について視察調査をいたしましたので、調査の結果を次のとおり川棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。記。

- 1、調査期日、平成29年1月16日～17日。
- 2、調査場所、福岡県遠賀町及び大木町。
- 3、出席者、議会運営委員会委員全員、議長、副議長、局長。
- 4、調査の目的、議会運営（常任委員会の所管）について。議会活性化について。
- 5、調査の概要別紙のとおり。次のページをお願いします。

調査の概要。福岡県遠賀町（人口19,391人、面積22.2平方キロメートル）。（1）調査事項。1、議会運営（常任委員会の所管）について、議員定数については、平成27年5月に定数14人から13人に削減した。①常任委員会の構成。第一（総務、文教）、第二（厚生、建設）及び議会広報の3常任委員会で構成されている。2年毎に第一は第二へ、第二は第一常任委員会へそれぞれ移行する。②予算・決算審査。予算審査は、全議員による予算特別委員会を3月定例会で設置し、決算審査は、第一、第二常任委員会から各3人、計6人の決算特別委員会を設置し、審査する。③一般質問について。一般質問については、大見出しで「質問事項」と概要・要点の「質問の要旨」で通告し、質問者が内容を精査しておく。議会運営委員会では、個人・団体や人権に関することと内容が不明瞭な場合に修正等を行なっている。議会基本条例により反問権を付与している。④これは議という字が抜けていますね。挿入をお願いします。議案等について。議会運営委員会に対する議案説明は、議会開催前に副町長、総務課長及び財政課長が出席し、概要を説明している。大筋の質問は可としている。議員からの政策提案及び議案修正はないが、過去に議会基本条例や政治倫理条例等の提出はあった。議案の勉強会は、行っていない。議案は、5日前に配布している。⑤その他。会期中の所管事務調査は行っていないが、主に閉会中に行なっている。委員会の視察については、2年に1回実施し、東京出張相当額を計上している。月1万円の政務活動費を支給しており、その中から研修（市町村アカデミー等）に参加している。

2、議会活性化について。①議会基本条例については、議会運営委員会で作成し、全員協議会で決定し、平成26年3月に制定した。②町民との「意見交換会」については、議会運営委員会が所管し、自治会や高校生を対象に実施した。③本会議におけるインターネット中継を実施しており、タブレットの使用については、今後検討する。

福岡県大木町（人口14,512人、面積18.4平方キロメートル）。（1）調査事項。1、議会運営（常任委員会の所管）について。議員定数については、平成27年5月に定数13人から12人に削減した。①常任委員会の構成。総務建設産業、文教厚生 of 2常任委員会で構成されている。②予算・決算審査。予算・決算審査は、予算・決算審査特別委員会を設置し、さ

らにそれぞれ第1、第2 予算・決算審査特別委員会を設置し、審査する。③一般質問について一般質問については、一問一答方式で、執行部は1 回目の答弁については、当日までに全議員に答弁書を配布する。3 月議会については、町長の施政方針説明後に通告書の提出日を決定し、6 月・9 月・1 2 月議会は、議会運営委員会開催日の前日午後4 時までには通告書を提出する。なお、議会運営委員会での調整は行わない。質問時間は、9 0 分以内とし、議会基本条例により反問権を付与している。④議案等について。議会運営委員会に対する議案説明は、議会開催前に総務課長及び会計課長が出席し、説明する。人事案件については、全員協議会で原則町長が説明する。⑤その他。常任（特別）委員会の視察については、毎年実施し、公用車利用で宿泊費及び雑費を支給する。

2、議会活性化について。①平成2 4 年3 月に議会活性化特別委員会を設置し、「大木町景観・土地利用計画」の研究・討議を行い、平成2 4 年1 1 月に提言書を提出し、議会基本条例については、平成2 5 年9 月に制定した。②全町民対象の「議会報告会」や「意見交換会」を実施している。

調査のまとめ。今回の視察調査において、両町ともに「議会改革」と「開かれた議会」に積極的に取り組まれており、大変参考になった。本町の議会運営に関して①常任委員会の所管の見直し。②予算・決算審査のあり方。③一般質問の取り扱い。④議員報酬や政務活動費の検討。⑤議会基本条例。⑥モニター設置など。今後、引き続き調査・研究を行い、情報提供に努めたい。以上であります。

議 長 これから委員長の報告に対し、質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、報告済みといたします。

(1 3 : 5 0)

議 長 ここで、お諮りをいたします。

本定例会において議決されました案件につきましては、議決の結果生じた条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、川棚町議会会議規則第4 5 条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思っております。

が、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定をいたしました。

議 長 これを持ちまして、本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。平成29年3月川棚町議会定例会を閉会いたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

(1 3 : 5 2)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 初手安幸

会議録署名議員 堀池浩

会議録署名議員 波戸勇則